

(別添資料8)

委託料の内容及び請求金額の算出方法

委託料は、①1人1食あたり単価と②固定月額とに分けて契約をします。それぞれの委託料の内容と、支払金額の算出方法については以下のとおりです。

1 委託料の内容

(1) 1人1食あたり単価

材料費など食数に応じて変動する費用に見合う部分の委託料。1人1食あたりの単価を定めて契約します。

(2) 固定月額

人件費、管理費など、食数に関わらず必要となる費用に見合う部分の委託料。

2 月々の委託料の算出方法

委託料は月ごとにお支払いし、月々の委託料は次の計算式によって算出します。

[計算式]

$$\text{委託料} = \{ 1 \text{人} 1 \text{食あたり単価} \times (\text{患者食の食数} + \text{その他食の食数}) + \text{固定月額} \} \\ \times (1 + \text{消費税及び地方消費税}) \quad (1 \text{円未満の端数は切り捨て)}$$

[業務委託契約書別記 月額精算に係る特記事項]

第1 乙は、契約書第19条第1項の規定にかかわらず、仕様書に定める毎月の委託業務を完了したときは、速やかに業務完了報告書等を甲に提出しなければならない。

第2 各月の委託料は、高知県立幡多けんみん病院の月間患者食（一般食、治療食などの特別食）とその他食（検査食、保存食）の合計食数に1人1食あたり単価を乗じて得た額と固定月額の合計額に、消費税額及び地方消費税額（当該額に1円未満の端数がある時は、当該額を切り捨てた額）を加算した金額とする。